

意見公募要領

1 意見募集対象

- 「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令」案（案文）
- 「平成二年郵政省告示第六百十六号（特定通信・放送開発事業の実施に関する指針）」改正案（新旧対照表）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

第 190 回国会に提出している国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発実施事業円滑化法を改正する等の法律案が国会審議を経て成立した場合には、所要の改正等を行うこととします（概要：別紙 1）。

- (1) 改正後の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号）に追加される地域特定電気通信設備供用事業の対象となる電気通信設備及び地域を定める省令を新設します。
- (2) 改正後の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号）に追加される新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の内容、実施方法、実施に際し配慮すべき重要事項等を実施指針に追加します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：2016-cyber-iot/atmark/ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局情報流通振興課

・担 当：馬宮補佐、仲田係長、本村官

※ スパムメール防止のため@を「/atmark/」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 11 階

総務省情報流通行政局情報流通振興課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

総務省情報流通行政局情報流通振興課

・担 当：馬宮補佐、仲田係長、本村官

・FAX：03-5253-5752

※ 連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期限

平成 28 年 4 月 20 日（水）から平成 28 年 5 月 19 日（木）まで（必着）

※ 郵送についても、同日付け必着とします。

6 留意事項

- ・ 本意見公募は、第 190 回国会（常会）提出法案「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案」の成立が前提であり、当該法律の施行と同時に省令及び告示を公布・施行するため、その成立前に意見公募を実施するものです。したがって、本意見公募が対象とする省令等の案については、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめ御了承ください。
- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局 情報流通振興課にて配布するとともに閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見及び意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先

[本意見募集の趣旨、実施指針（新技術開発施設供用事業に係る部分）について]

総務省情報流通行政局情報流通振興課

- ・ 担 当：馬宮補佐、仲田係長、本村官
- ・ 電 話：03-5253-5758
- ・ FAX：03-5253-5752
- ・ 電子メールアドレス：2016-cyber-iot/atmark/ml.soumu.go.jp

[設備等省令、実施指針（地域特定電気通信設備供用事業に係る部分）について]

総務省総合通信基盤局データ通信課

- ・ 担 当：赤川補佐、光廣官
- ・ 電 話：03-5253-5853
- ・ FAX：03-5253-5855
- ・ 電子メールアドレス：2016-cyber-iot/atmark/ml.soumu.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、@を「/atmark/」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「/atmark/」を@に直してください。

意見書

平成 28 年 月 日

総務省

情報流通行政局情報流通振興課

総合通信基盤局データ通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令」の新設及び「平成二年郵政省告示第六百十六号(特定通信・放送開発事業の実施に関する指針)」の改正」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(注1) 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

(注2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見